

まちづくりセンター 利用ガイド



まちづくりセンターを案内するよ！

令和7年9月改訂

当センターには以下の設備があります



①団体活動室 1



②団体活動室 2
(調理設備あり)



③作業室
(印刷機・紙折り機等)



④ロッカー



⑤市民活動紹介スペース



⑥交流スペース
(キッズスペースあり)

- ・①～⑤の設備は、当センターに登録した登録団体の皆さんが利用できます。
- ・⑥交流スペースは、どなたでもご利用できます。

各設備の利用方法は次のとおりです。

【団体活動室】

- ・利用予約 : 利用日 3ヶ月前 9:00 から予約可
- ・利用回数 : 1ヶ月 4回まで
- ・利用時間 : 1日 4時間以内。ただし、4時間未満の予約の場合、利用当日に予約が入っていない時間帯は最大 4時間まで利用可能
- ・利用内容 : 会議、研修、講演・講座などとし、著しく大きな音・振動を伴うものは不可



【作業室】

- ・印刷機 : 白黒印刷です。事前にプリペイドカード(1,000 円)をご購入ください。印刷紙は各自ご用意ください。

- ・利用料金 : 印刷機 製版代 50 円/1 製版印刷代 1 円/枚

- ・パソコン用プリンター、ラミネートフィルム等の料金は作業室内に掲示してあります。



- ・その他 : 紙折り機、パソコン、作業台等は無料でご利用いただけます。





【ロッカー】

・利用を希望する登録団体が利用できます。ロッカーキーを紛失又はき損した場合、実費弁償となります。特に紛失した場合は、ロッカー本体の鍵の交換も必要になる場合もあることを予めご了承ください



【市民活動紹介スペース】

・掲示スペース：1 団体 A1 サイズ程度まで
・利用期間：1 団体最長 2 ヶ月まで。利用期間を超え利用したい場合は再申請が必要です。その場合の利用期間は最長 1 ヶ月です。

なお、他に利用を希望する団体が既にあり、かつ掲示スペースに余裕がない場合は利用できない場合があります。

・掲示できる物：団体の活動紹介、団体の主催するイベント案内、団体会員の募集等、団体活動に関するもの



【交流スペース】

・1 グループ(個人)1 テーブルを原則とします。
ただし、多人数のグループで複数のテーブル利用を希望する場合は、ご相談ください。

・飲食をする場合は、他の利用者に配慮してご利用ください。

・センターイベント等により、事前予告無しに全席又は一部の席のご利用ができない場合があります。



【図書・資料等】

・センター内には図書・資料等を備えています
・「図書」は、登録団体の方に対し次のとおり貸し出します。

貸し出し冊数：1 団体 3 冊まで

貸し出し期間：2 週間まで

なお登録されていない団体・個人の方は、センター内でご利用ください。

・ラックに備えられているパンフレットはご自由にお取りください。

・「閲覧用」と貼付されているパンフレット・資料等については、センター内でご利用ください。



・ごみはお持ち帰りください。
・詳しいことはお気軽にまちづくりセンター職員までお問い合わせください。

市民活動まちづくりセンター

住所：陽光台 3 丁目 9 番地 1 みらい平市民センター3F

TEL：0297(44)8833

E-mail：machisen01@city.tsukubamirai.lg.jp

開所：9:00～19:00（火～日曜日）

休所日：月曜日・年末年始

（月曜日が祝日・振替休日の場合は、月曜日が開所となり翌日以降の直近の平日が休所日）

